

第13回 広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時： 平成14年7月17日(水)13:30～16:22

場所： 広島市中区大手町一丁目 鯉城会館5階「サファイア」

議題(1)： 県事業3(街路,連続立体)の事業概要説明について

議題(2)： 重点審議する審査対象事業の抽出について

議題(3)： 大西川通常砂防事業の補足説明について

議題(4)： 抽出事業の重点審議について

2. 議 事

(1) 県事業3(街路,連続立体)の事業概要説明について

土木建築部総務室 土木建築部総務室長今年4月行政評価法施行に伴い、国の再評価の対象基準について整理が行われた。

その結果、今年度の対象となっていなかった3事業の再評価を行う必要が生じた。追加審議をお願いしたい。

(街路事業 焼山押込線)

A 委員 用地買収があと1～2割残っているということだが、未買収区間は特段大きい問題等はないのか

都市整備室長 トンネル工事が残っているほかは、課題となるような問題点はない。

(街路事業 森島西谷線)

B 委員 森島西谷線について、交通量予測している平成32年には、東広島バイパスの開通を含め、周辺の道路ネットワークが大きく変わる。

ネットワークがこれほど大きく変わるのであれば、現在行っているような狭い範囲における交通量の再配分が現実的なのかどうか。

資料だけでは理解できないので、抽出してより詳しく検討したい。

(広島市東部地区 連続立体交差事業)

D 委員 県内で最近鉄道を高架にした三原市では何年ぐらいかかっているのか。

14年ぐらいかかるということになっているが、立体交差の場合にはこのぐらいはどうか。うしてもかかるのか、もっと短縮して事業をやるべきではないか。

都市整備室長 広島県では福山と三原で過去、連続立体交差事業を行っている。都市の事業は時間がかかっている。今回の連立事業についても、事業認可から14年ぐらいを

見ている。

一つには、広島市、府中町、海田町及び JR の事業費負担の問題もあり、また複数の線路を仮設迂回させて高架にして行く関係上 10 年ぐらいはかかると考えている。完成目標は平成 27 年度としているが、一日でも早い完成を目指して事業確保には努力していきたい。

D 委員 事業評価というのは、効率的に集中投資して、早く事業の効果が出るのが一番のねらいであり、事業期間の短縮に最大限努力することが必要。

(2) 重点審議する審査対象事業の抽出について

委員長 広島県事業評価監視委員会設置要綱第 2 条第 1 項の規定に基づき、重点的に審議する対象事業の抽出に入ります。この 3 事業の中で抽出すべき事業がありましたら、御指摘いただきたい。

B 委員 先程の森島西谷線をお願いします。

委員長 ほかに意見はありませんか。

森島西谷線を後で行う重点審議対象にし、従来の 8 事業に加えてこの 1 事業を追加する。

(3) 大西川通常砂防事業の補足説明について

砂防室長 前回委員会で、補足説明を求められていた「昭和 47 年の大雨による被害額」及び「橋梁の設計基準、金額、工法選定における経済性の観点からの合理性検討内容」について説明

C 委員 B/C は幾らであったか。

砂防室長 現時点の B/C は 6.2 である。橋梁の設置基準の見直しなどにより、総費用が上昇している。

(4) 抽出事業の重点審議について

(街路事業 森島西谷線)

都市整備室長 B/C について少し御説明したい。事業採択時には B/C を算出する制度がなかったもので、今回の算定に当たっては当時の事業採択時にさかのぼって行っている。

街路では、将来交通量の算出に当たり簡便法を用いることとしているが、この計算法によると、競合路線として選定した部分のみでの便益を算出することとなるため、狭い範囲での便益となり、周辺の便益を反映しない形となっている。

より精度の高い費用対効果を算出するためには、道路交通工学の QV 式などにより将来交通量を算出する必要があるが、このためにはシミュレーションなどを行うことが必要であり、技術的なこととか経済的な面も考慮し、簡便法によって算出している。

B 委員 街路事業としての事業の枠組みの中だけで限定して交通量を配分する、そのも

とでの数値を用いて費用便益の計算をするというのは、少しおかしい。

交通のネットワークは東広島バイパスを含めて大きく再構成されようとしている段階で、今の狭い範囲での交通量の予測をすること自体、少し間違っている。

この辺について再計算していただきたい。

都市整備室長 分かりました。

(一般国道 487 号藤脇バイパス 道路改築事業)

道路整備室長 音戸倉橋地区の将来的な交通の流れを短期、長期に分けて説明する。
まず短期的には、市町村合併後の音戸・倉橋両役場間を結ぶ主交通は藤脇バイパス及び主要地方道音戸倉橋線を経由するルートを想定している。
また、長期的には、広域交流促進型道路として現在整備中の一般国道 487 号警固屋音戸バイパスが音戸町の先奥地区まで延伸されることにより、時間距離が大幅に短縮され、江能4町から呉市方向へ向かう主交通も藤脇バイパスに転換することを想定している。
さらに、災害時における緊急避難路及び代替路の確保から整備する必要がある。
代替案について、現道拡幅案を検討したが、当地区の集落を消滅・分断させることになり、現実的ではない。また、用地補償費だけで現在のバイパス案の事業費を超えてしまう。

(広島港江波地区 港湾海岸(高潮)整備事業)

C 委員 高潮災害発生確率として確率年を何年としてはじかれた数値か。
総便益額という場合、普通、期待値で言うと思う。例えば 100 年確率の何かを考えて、それによる被害額を出して、それを 100 倍すると、過大に評価する可能性は高い。

港湾企画整備室長 国のマニュアルに従い、浸水域に対応する背後地の被害額を浸水高さごとに被害率を勘案して算出し、確率年については 50 年、40 年、30 年、20 年、10 年ごとの総和から平均年額を算出し、高潮防護便益を決定している。

A 委員 江波地区高潮整備では、公有地にカキの漁業者がベルトコンベアとか、ホイストみたいなものが占有しているが、こういった公有地占有に当たっては、使用料か何かを取るものなのか。

港湾企画整備室長 漁船が占有した船だまりになっており、昔は、護岸そのものに杭を打ち、ホイストでカキを荷揚げしていたが、最近は、そういう占有の仕方は認めず、護岸本体、護岸敷きから外に工作物を設置させている。

委員長 以前から、受益者負担を徹底していないという一面を指摘しているが、長い歴史があり、急に切り替えるのが難しい一面がある。

(広島港出島地区 港湾修築事業・広域資源活用護岸)

D 委員 広域資源活用護岸整備事業で、公共残土を県外、県内併せて浚渫に利用して土地の造成を図るという目的のほか、阪神・淡路大震災のような自然災害や突発的な対応のため、震災残土等を埋める場所の確保は、行政の大切な役割、責任でもあると思うが、そういう便益の算定はどうなっているか。

港湾企画整備室長 陸上残土や浚渫土については、便益を算定しているが、大規模災害への対応については、便益にはカウントしていない。

D 委員 もし算定できれば、大きな便益の上乗せになる。

(今津野地区 ほ場整備事業)

(西入君地区 地すべり対策事業)

E 委員 今津野地区の事業費増減の中で、事務費の増があるが、具体的にどのようなものか。

生産基盤室長 事業費の5%を予算上事務費として機械的に計上している。

A 委員 地すべり対策事業で、保全対象家屋は11軒であるが、1軒当たり4,000万円ぐらいかけてこの地すべり対策をしている。

受益者の平均年齢はどのくらいか。

集落がそれほど集中していない感じだが、公共投資の妥当性はあるか。

ほ場整備事業での受益者の153人というのが平均年齢的にどのくらいか。

農業生産法人への委託をする形態が多いと思うが、現在、広島県の農業従事者の平均年齢は68歳ぐらいであり、この地区はもっと高いのではないか。

放棄されている土地も現状では相当あり、休耕田の割合は相当大きくなってきているのではないか。

生産基盤室長 地すべりの西入君地区については、27戸が地すべり区域内の戸数である。

地域の平均年齢については、改めて整理させていただきたい。

公共投資の妥当性については、農村地域はいろいろな機能を持っており、単に農業生産機能だけでなく、環境の保全、地下水の涵養、洪水の防止等のいろいろな機能を持っているので、農業農村を守っていかなければならない。

農村も含め県土の均衡ある発展をするためには、家が散在しているから何もしなくてもいいということにはならないと考える。

農業生産法人は、ある程度若い担い手を中心とした、生産組織である。

奥のほうに入った細い谷などは耕作放棄されたところも現実的にはある程度はあるが、今回、計画に取り込んでいるところは耕作がなされているところである。

A 委員 ほ場整備をやっても、現実的には耕作が放棄されているところがある。転作もなされていない。こうした現実に対して、行政側はどうこたえているのか。

生産基盤室長 約4割の転作が義務付けられる中で、調整水田とか管理転作では、作物をつくらないうで転作にカウントされることがある。

これらが耕作放棄しているように見られるが、次の年には場所を変えて、耕作されている。

食糧自給率が約40%になっている中で、農地を確保し、いざ何かあった時に対

応できる体制は整えていく必要がある。

こうした中で、集落全体で農地を守っていく仕組みである集落農業法人が、兼業が多い広島県では一番いい仕組みと思われ、県としても市町村と一緒に研修等を行い、集落法人づくりを進めている。

(岩光地区 一般農道整備事業)

B 委員

農地なり中山間地域、山間地を守るというのは当然の話だが、投資効率の観点から公共投資の在り方を検討すべき時期に来ている。防災事業でも以前から言っている。

事業の成果を検証することも大事であり、目標を設定した場合、この成果に対する責任も付く。

岩光地区一般農道整備事業については、堆肥センターの関連のもとに農道の整備計画を作ったが、堆肥センター建設が中止になり、結果的に道路だけが残った。投資した費用に対する責任を地元はどのように考えているのか。

この一般農道岩光地区については、B/C は非常に低くなっているもので、恐らく継続は厳しいような状況だが、それ以上にこのような事業を2度、3度生じさせないようなシステム、制度的な基盤をつくっていくことが一番大事ではないか。

県のほうでどのような御検討をされているのか。

生活基盤室長

町としてはあくまでもこの農道はつくってほしいという要望が来ている。

こういうケースは今回初めてである。再発防止の制度については、今後検討して行く。

B 委員

前向きに、主体的に考えていただきたい。広島からこのような事例を二度と起こさないというような行政システムをつくることを御検討いただきたい。

委員長

この委員会の目的の一つは、今後の公共事業の計画に当たって、今までよりも合理的な仕組みづくりを促すこと。この問題については、是非強調しておきたい。

D 委員

事業によっては、市町村負担のない事業があるが、地元市町村から見れば、いったん取り付いてもらったら、後は県の責任で、市町村にとっては安易な事業になりがちである。

県として、市町村の責任をどう担保していくか。これからの問題として取り組みいただきたい。

委員長

今後はこれまでの説明や御意見を踏まえたたたき台として、各事業に対する再評価意見の骨子案を事務局と協議しながら作成し、次の委員会で協議の上、答申案を仕上げていきたい。